

# 一生 保 表 判 連

第二五号 二〇〇八年五月発行

○発行 全国生活保護裁判連絡会  
○事務局 つくし法律事務所  
(○七五一一四一一一二四四)

今年の総会、  
交流会は新潟

**で  
開  
催  
！**

生活保護の運動が全国的に高まる中で、裁判連の今年の第1回総会・交流会は、新潟市で開催することになりました。この1年間の生活保護運動や各争訟の前進と課題を語り合いましょう。

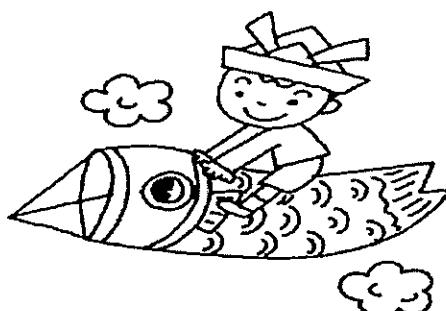
[釋由] 2008年9月7日(日)

【会場】新潟市総合福祉会館（新潟市中央区八千代1-1-3-1）

**厚労省  
通院移送費を不当に**

## 制限!

厚労省は、滝川市の通院移送費に関する不正受給事件を口実に、3月3日に開催された社会・援護局関係主管課長会議において、「通院移送費等の適正化対策」を打ち出しました。その内容は、「移送費の給付範囲について」は、原則として、国民健康保険の一例により、災害現場等からの救急搬送、離島等で対応できる最寄の医療機関に搬送する場合、移動困難な患者であって、医師の指示により転院する場合、移植手術を行うための臓器等の搬出を行う医師等の派遣、臓器等の搬送を行う場合とする。この範囲で対応困難な場合は、(1)身体障害等により電車・バス等の利用が著しく困難な場合と(2)へき地等で最寄の医療機関であつても交通費が高額になる場合、(3)検診命令による検診、(4)往診による交通費の場合に支給を限定するとともに、受診する医療機関は原則として福祉事務所管内の医療機関に限る」とするものです。



の傷病」「世帯員の傷病」を合わせると42.8%〔平成17年度〕)、したがつて生活保護利用者は療養を要する人が多いのが現状である(医療扶助受給者「通院」は、1,076,71

# 生存権裁判の報告 東京の報告

弁護士 渋上降

東京地裁において、原告12名によつて闘われてきた老齢加算廃止措置取消訴訟（東京生存権裁判）は、本年6月26日に判決言渡し期日を迎える。本訴訟が東京地裁に提起されたのは、昨年2月14日、この日は朝日茂さん

命日があたり、原告団員、弁護団員ともども、この訴訟を「21世紀の朝日訴訟」にしようと意気込んでの提訴であつた。

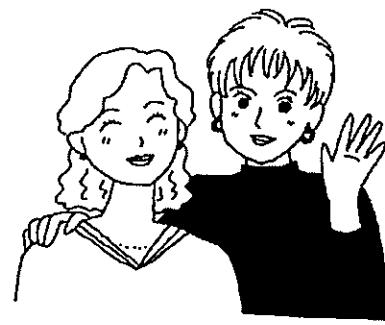
本訴訟の第1回期日は昨年5月25日、以後合計7回の口頭弁論期日を経て本年3月24日に結審となつた。審質的な審理期間は1年に満たないものであり、超スピード審理となつた。このようなスピード審理を選択した理由の1つは、この裁判自体が原告がいざ

3月3日の全国課長会議で提起され、4月から実施というのは、移送費を利用して通院している保護利用者の生活を無視した、余りに拙速な実施である。

# 通商の文庫



原告32名で提起した裁判ですが、すでに4名の方が亡くなっています。裁判所が、原告の方の生活実態、布川先生の意見に真摯に耳を傾け、これまで原告らが求めてきた判決が出ることを信じています。



## 北海道の報告

### 生存権訴訟北海道弁護団 事務局長 中島 哲

ここ数年、全国各地で憲法25条を、生存権を守るために訴訟が次々と提訴されておりましたが、昨年（2007年）の12月21日、遅ればせながらついに北海道でも生存権訴訟が提起されました。札幌地裁と釧路地裁での2件同時提訴です。

生存権訴訟は、全国的には、現在、生活保護老齢加算の削減・廃止を求める訴訟と、母子加算の削減・廃止の取消を求める訴訟の2種類の訴訟が進行しておりますが、北海道では、このうち、母子加算の削減・廃止について、新たに全国的な闘いの一員に加わることとなりました。

北海道訴訟の特徴としては、母子家庭のお母さんに多く原告として訴訟に参加してもらっているということがあり

ります。提訴に参加したのは、札幌地裁で8人（のちに1人訴え取下）、釧路地裁で1人の、計9人のお母さん達で、これは母子加算削減取消訴訟の原告の数としては、最も多い部類に入ります。

12月21日の提訴日には札幌釧路ともに報告集会を行い、記者会見も開いたのですが、やはり、これだけのお母さん達が集まるのは絵になるらしく、マスメディアも全国から多数取材に来てくれて、翌日には複数の新聞にお母さんの写真付きで記事が載りました。弁護団としては、これだけの注目を集めていることをぜひ利用して運動に広がりに結びつけていかなければならぬと考えています。

これだけのお母さん達に集まつてもらえたのは、原告団世話人代表の細川久美子全生連副会長の人柄によるところが大きいです。また、北海道の生存権訴訟が無事提訴に至ったのは、訴訟に理解を示し、支援をしてくれている人々の力によるところが極めて大きく、訴訟提起に先立つ10月20日には、北海道大学教授の青木紀先生を代表、名寄市立大学教授の高田哲先生を副代表とし、三浦誠一、生連会長を事務局長として「北海道生存権裁判を支援する会」が結成されました。支援する会は、支援の拡大に向けて、現在活発に活動をしているところです。

このように多くの人々に支えられている北海道生存権訴訟ですが、その特色としては、老齢加算の訴訟がなく、母子加算に特化しているため、

憲法25条の視点だけでなく、子ども権利の視点も取り入れる試みがなされている点が挙げられます。

生活保護についての訴えに対する世間からの逆風として、昨今はいわゆる自己責任論というのがあります。生活保護を受けているのは働かない本人の責任だ、貯蓄をしてこなかつた本人の責任だ、病気を患つて働けなくとも、それは健康管理を怠つた本人の責任だ……、何でも自己責任の一言で切つて捨てられようとしています。

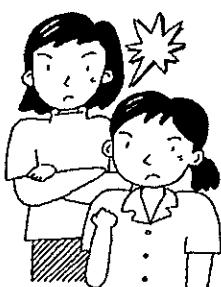
しかし、北海道弁護団は、子どもの権利の視点は、この悪しき自己責任論の逆風に対する切り札となり得るのでないかと考えております。なぜなら、子どもは親を選ぶことはできないのであり、自己責任論は誰がどこからどう見ても妥当しないことは明らかだからです。

2月12日には釧路で、2月29日には札幌で、それぞれ第1回口頭弁論が開かれ、我々北海道弁護団は、この視点も踏まえつつ意見陳述をしてきました。

第2回期日は札幌で5月2日、釧路で5月29日に、それぞれ開かれます。国からの本格的な反論が出てきて真のたたかいが始まるのは次回からです。

今後とも北海道生存権訴訟にご注目頂き、ご支持ご支援をよろしくお願ひ申し上げます。

上 以



# 2008開催！ 反貧困フェスタ

弁護士 佐野就平

2008年3月29日、反貧困ネットワーク主催で、東京都千代田区の神田一橋中学校で、反貧困フェスタ2008が開催されました。参加・賛同は、団体・個人合わせて90以上にのぼり、企画総数は大小合わせて40以上の大イベントでした。「フェスタ」とのネーミングのとおり、雨宮処凜さんと一緒に、廣瀬純さんの対談、ワークショップ、シンポジウム、フリマ、展示、テージ企画などなど、盛りだくさんでした。マスコミも何社もが取材し、テレビカメラも入り、国会議員も来ておりました。参加者は1600人を超えて、どこも盛況でしたので、大成功ではなかつたかと思います。

ご存知のとおり、生活保護問題、クレジットサラ金などの消費者被害・多重債務者問題、日雇い、派遣、偽装請負、ワーキング・パートなどの労働問題など、これまで別個に運動が行われてきた諸問題が、実は「貧困」というキーワードでくくられる同質の問題であることが明らかになつてきていました。このようなイベントが企画されたのは、貧困が問題であるということを広く国民にアピールし、諸問題に取り組む団体、支援者等の広い連帯を図ることが目的です。フェスタという形は、誰もが気軽に参加しやすい形でできなかいかといふことを追求した結果だと聞いています。実際に、ホームレスっぽい人や支援者つ



ぱい人だけでなく、小さな子どもを連れた家族連れや、高校生や大学生つぱい若者、カツブルなどなど、幅広く参加されているのが目につきました。関西の司法修習生も数名参加していました。

しかし、単にお祭り騒ぎをしたわけではありません。労働と貧困のシンポジウムは200人くらい参加しました。生活保護問題対策全国会議が担当した「そだつたのか！」今まで縁のなかつた団体であろうと政40人以上の参加があつたそうです。人それぞれの関心に応じて好きな企画に参加されていました。よろず相談では、数十名が相談に訪れたとのことでした。生活保護申請マニュアルは、20冊販売されました。楽しみながら貧困を学ぶという趣旨は十分達成できたと思います。

私が参加した（といつても、入れなかつたので外から窺つていただけですが）上記のマニアック講座の2時限目では、金城学院大学の大山小夜先生が、2007年の日弁連訪欧調査に同行され、ドイツ、スウェーデンの社会福祉を調査したときの報告をされていました。大山先生は、「少子高齢化」という切り口から、ドイツ、スウェーデンを例に社会福祉のあり方を解説され、日本の社会福祉の個別の問題にも見えますが、個人の生産性を上げることが少子高齢化対策に必要であるにもかかわらず、今日の日本は個人の生産性を下げてい



る、個人の夢を奪つているという全く逆の方向に進んでいることが問題なのであるとのご指摘でした。少子高齢化はキハラのオリジナル曲です。曲の間の長い挨拶、宣伝はご愛敬、ノリノリのケンザンは見物でした。

運動の作り方の1つとして、今回の運動は太陽の下で歌うのは初めてで、とても緊張したらしく、もう2度と明るいところではない！とのたまつおりました。ケンザンはゴキゲンでしたので、今後は暗いところで披露して頂けることでしょう。

生保裁判連、やるべきはあります！

さて、我が生保裁判連ですが、ホークは、1つの示唆を与えたと思いま

## 稼働能力問題で認容裁決！

弁護士 鎌田毅（法テラス安芸法律事務所）

大阪の名物弁護士木原万樹子先生であります！無論、ケンザンとは尾藤憲山と申します！

（以下略）

も通うことができず、新聞の求人欄を確認するといった自宅での求職活動は行っていた。これに対しても担当ケー

スワーカーは、職業安定所へ行くよう

に、という指導を行うのみで、請求人が他に行っている求職活動について尋ねることはなかつた。

3 当方の主張

「就労可」との所見が出され、福祉事務所が主に指導していた職業安定所へ行くことが出来ていなかつたため、

体調に応じた求職活動を行つており稼働能力を十分活用している、という主張だけでは通りにくいと考えた。

一方で、担当ケースワーカーが職業安定所へ行つて、他の求職活動について調査した形跡が認められなかつたため、求職活動状況の調査が不十分なまま原処分を下し、といういわば「調査義務違反」という主張も併せて行うこととした。

なお、原処分においては就労困難との所見の出た弟と要通院及び就労可（普通労働）との所見の出た請求人とその世帯を分離して、弟のみに対しても

保護開始決定を行い請求人の申請を却下しており、世帯分離の判断の是非という点も問題となるが、この点についても、結局のところ稼働能力活用の有無が問題となるため、軽く触れるに止

みました。

平成19年12月20日 審査

請求提起

平成20年1月16日 処分

平成20年1月18日 当方

の反論書提出

平成20年2月5日 審査

請求認容裁決

平成20年2月5日 処分

平成20年1月16日 処分

平成20年1月18日 当方

の反論書提出

平成20年2月5日 審査

請求認容裁決

平成20年2月5日 処分

平成20年1月16日 処分

平成20年1月18日 当方

の反論書提出

平成20年2月5日 審査

請求認容裁決

平成20年2月5日 処分

平成20年1月16日 処分

平成20年1月18日 当方

の反論書提出

平成20年2月5日 審査

請求認容裁決

平成20年2月5日 処分

平成20年1月16日 処分

平成20年1月18日 当方

の反論書提出

平成20年2月5日 審査

請求認容裁決

平成20年2月5日 処分

平成20年1月16日 処分

平成20年1月18日 当方

の反論書提出

平成20年2月5日 審査

請求認容裁決

平成20年2月5日 処分

平成20年1月16日 処分

平成20年1月18日 当方

の反論書提出

平成20年2月5日 審査

請求認容裁決

平成20年2月5日 処分

平成20年1月16日 処分

平成20年1月18日 当方

の反論書提出

平成20年2月5日 審査

請求認容裁決

平成20年2月5日 処分

平成20年1月16日 処分

平成20年1月18日 当方

の反論書提出

平成20年2月5日 審査

請求認容裁決

平成20年2月5日 処分

平成20年1月16日 処分

平成20年1月18日 当方

の反論書提出

平成20年2月5日 審査

請求認容裁決

平成20年2月5日 処分

平成20年1月16日 処分

平成20年1月18日 当方

の反論書提出

平成20年2月5日 審査

請求認容裁決

平成20年2月5日 処分

平成20年1月16日 処分

平成20年1月18日 当方

の反論書提出

平成20年2月5日 審査

請求認容裁決

平成20年2月5日 処分

平成20年1月16日 処分

平成20年1月18日 当方

の反論書提出

平成20年2月5日 審査

請求認容裁決

平成20年2月5日 処分

平成20年1月16日 処分

平成20年1月18日 当方

の反論書提出

平成20年2月5日 審査

請求認容裁決

平成20年2月5日 処分

平成20年1月16日 処分

平成20年1月18日 当方

の反論書提出

平成20年2月5日 審査

請求認容裁決

平成20年2月5日 処分

平成20年1月16日 処分

平成20年1月18日 当方

の反論書提出

平成20年2月5日 審査

請求認容裁決

平成20年2月5日 処分

平成20年1月16日 処分

平成20年1月18日 当方

の反論書提出

平成20年2月5日 審査

請求認容裁決

平成20年2月5日 処分

平成20年1月16日 処分

平成20年1月18日 当方

の反論書提出

平成20年2月5日 審査

請求認容裁決

平成20年2月5日 処分

平成20年1月16日 処分

平成20年1月18日 当方

の反論書提出

平成20年2月5日 審査

請求認容裁決

平成20年2月5日 処分

平成20年1月16日 処分

平成20年1月18日 当方

の反論書提出

平成20年2月5日 審査

請求認容裁決

平成20年2月5日 処分

平成20年1月16日 処分

平成20年1月18日 当方

の反論書提出

平成20年2月5日 審査

請求認容裁決

平成20年2月5日 処分

平成20年1月16日 処分

平成20年1月18日 当方

の反論書提出

平成20年2月5日 審査

請求認容裁決

平成20年2月5日 処分

平成20年1月16日 処分

平成20年1月18日 当方

の反論書提出

平成20年2月5日 審査

請求認容裁決

平成20年2月5日 処分

平成20年1月16日 処分

平成20年1月18日 当方

の反論書提出

平成20年2月5日 審査

請求認容裁決

平成20年2月5日 処分

平成20年1月16日 処分

平成20年1月18日 当方

の反論書提出

平成20年2月5日 審査

請求認容裁決

平成20年2月5日 処分

平成20年1月16日 処分

平成20年1月18日 当方

の反論書提出

平成20年2月5日 審査

請求認容裁決

平成20年2月5日 処分

平成20年1月16日 処分

平成20年1月18日 当方

の反論書提出

平成20年2月5日 審査

請求認容裁決

平成20年2月5日 処分

平成20年1月16日 処分

平成20年1月18日 当方

の反論書提出

平成20年2月5日 審査

請求認容裁決

い。したがつて、処分庁が法第4条第1項の規定による保護受給要件を欠缺ものとした原処分については稼働能力活用状況の評価を十分に行なないまま行つております、不適切な処分と

「言わざるを得ない」

7

本件においては、請求人に対する就労指導の記録や、請求人の求職活動状況に関する評価等に関する記録がほとんどなく、そのことが審査請求認容の理由となつております。しばしば指摘される、ケースワーカーが個々のケースに割くことのできる時間及び労力の不足、という問題点が改めて浮き彫りになつたものといえます。

もつとも、当職は請求人が1回目の申請を行つたときから関与していたため、求職活動状況等について確認し、求職活動状況報告書の提出を促すなど、請求人に対し適切な指示を行つていれば、1回目の申請で保護が開始され、わざわざ審査請求を提起する必要もなかつたと思われ、当職の生活保護問題に対する経験不足を痛感する事件でもあつた。

また、本件においては、担当ケースワーカーの不十分な調査に基づく判断が不適切とされたため争点とならなかつたが、仮に請求人が体調不良とはいえ新聞の求人欄を確認する、といった程度の求職活動で十分なものということができるか、という点が争点となつた場合、当時の請求人の体調や生活状況（職業安定所等へ通うために要する労力など）につ



# 小豆島で「生活 保護問題を考え る集い」を開催！

4年度に通常ではありえない急激な保護受給世帯の減があり、保護の運用に問題があるという事例報告が昨年の生活保護裁判連高松総会でなされました。が、今回の取り組みは小豆島で生活保護問題に取り組んでいくいくつかの団体やメンバーが集会実行委員会を作り準備したものです。

小豆島のように急速な人口減、産業の衰退、高齢化が進む地域では、生活保護をめぐる問題はますます重要な課題となっています。今後現地での取り組みをサポートする体制を築いていくことが必要です。

ます。担当の法律家は相談者から詳細な事情を伺つたうえ、生活保護の申請に同行したり、不服申立（審査請求）を行つたり、行政訴訟の代理をしたり等といつた活動をします。

同様のネットワークは首都圏（2007年4月）、九州（2007年9月）に続き、全国で3番目です。近畿ネットの設立後も、東北（2007年10月）、東海（2008年2月）という具合に次々設立されています。また、静岡など、都道府県単位で同様のしくみを立ち上げた地域もあります。

なお、まだ同様のネットワークができていない地域（四国、中国、北陸など）については、現在は既存のネットワークリクが可能な限りカバーしていますが、これらの地域にもできるだけ早い設立

修会は6月14日(土)の午後1時15分～午後4時45分の予定で、大阪・中央公会堂で開催されます。内容としては、●当事者、法律家からの事例報告●アメリカ・ドイツの調査報告●貝塚市問題の報告●母子世帯への違法不当な運用を題材とした「寸劇」●生活保護実施要領についての「初級講座」など、盛りだくさんのものを用意しています。法律家以外の方のご参加も大歓迎ですので、ぜひお誘い合わせの上ご参加ください(事前申込は不要です。資料代1000円)。

3 近畿ネットの電話相談は1日数件程度(2～6件くらい)で推移しています。各地のネットワーク

# 近畿生活保護支援法律家ネットワークの紹介

弁護士 吉田雄大  
近畿ネットの発足

2 近畿ネットには2008年4月7日現在、185名の法律家、実務家（大阪49、兵庫41、京都34、滋賀16、奈良16、和歌山10、その他地域・実務家・学者など19）が登録し、相談・支援活動にあたっています。

電話相談の受付時間は平日の午前10時～4時です（注：チラシには午前11時～午後3時と書かれていますが、庄（くは上記です）。現時点では相談件数

の設立が相次いでから以降、裁判連へのメール相談のうち相当数が流れているのではないかとみつか。近畿ネットをはじめとするネットワークは、直接法律家の紹介を受けることができるところが大きな魅力です。是非ご活用下さい。

■近畿ネットのホームページアドレス http://www.seiho-law.net/kinki/index.html

2008年1月27日に香川県の小豆島で「生活保護問題を考える集い」を、現地の実行委員会と裁判連の共催で開催し、約70の方の参加がありました。

集会では、竹下事務局長が「生きる権利を守るーいま貧困を絶つためにー」と題する講演を行つたあと、裁判連事務局メンバーが講師となつて生活保護制度の学習会（誰にでもわかる生活保護のイロハ）を行いました。

# 近畿生活保護支援法律家ネット ワークの紹介

2 近畿ネットには2008年4月7日現在、185名の法律家、実務家（大阪49、兵庫41、京都34、滋賀16、奈良16、和歌山10、その他地域・実務家・学者など19）が登録し、相談・支援活動にあたっています。

電話相談の受付時間は平日の午前10時～4時です（注：チラシには午前11時～午後3時と書かれていますが、正しくは上記です）。現時点での相談件数は300件を超え、生活保護を利用中の方、利用していない方の相談割合は概ね1：2です。法律家への配転件数も220件を超え、これまで20件近くの方が法的支援を受け生活保護の開始に至っています。

連へのメール相談のうち相当数が  
流れているのではないか。  
近畿ネットをはじめとするネット  
ワークは、直接法律家の紹介を受け  
られることができるところが大きな  
魅力です。是非ご活用下さい。

■近畿ネットのホームページアドレス  
http://www.seiho-  
law.net/kinki/index.html

対象エリアとして、専用電話（078-371-5118 オナヤミナコイコレイイヤ）で生活保護に関する相談を受け付け、名簿に登録した法律家（弁護士、司法書士）に配転し

も220件を超え、これまで20件近くの方々が法的支援を受け生活保護の開始に至っています。

